



## 自動車運送事業における運輸安全マネジメントについて

運輸安全マネジメントは、運輸事業者において経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築・改善することにより輸送の安全性を向上させることを目的に平成18年10月に導入された制度です。

「輸送の安全性を確保すること」は、運輸事業の根幹をなすものですが、制度の導入に伴う法改正により、「輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず、輸送の安全性の向上に努めなければならない」ことが明確にされました。

また、平成25年10月からは貸切バス及び乗合バスにおいて安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大され、より広く安全確保に対する取組が進められるよう所要の改正が行われています。

中部運輸局自動車交通部といたしましては、運輸安全マネジメント評価を通じ、自動車運送事業者における安全意識の定着・向上、安全管理体制の構築・改善に係る自主的な取組が促進されるよう努めています。

運輸安全マネジメントの制度、評価などに係る関係資料を以下のとおり掲載しましたので、運輸安全マネジメントの取組にご活用ください。

●運輸安全マネジメント制度、評価などに関する国土交通省ホームページ

◇運輸安全マネジメント制度について

→ [http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen\\_tk\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_tk_000030.html)

◇運輸安全マネジメントとは？(関係法令等)について

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/03management/index.html>

◇運輸安全マネジメント評価の実施状況について

→ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/jyoukyou.html>

◇運輸安全取組事例について

→ [http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen\\_torikumi.html](http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_torikumi.html)

◇安全管理規程の届出等の義務付け対象拡大について

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000023.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html)

| 問い合わせ先              |     |              |
|---------------------|-----|--------------|
| 部 署                 | 連絡先 |              |
| ○中部運輸局自動車交通部 自動車監査官 | TEL | 052-952-8038 |
|                     | FAX | 052-961-0816 |
| ○愛知運輸支局 監査担当        | TEL | 052-351-5313 |
| ○静岡運輸支局 輸送・監査担当     | TEL | 054-261-2898 |
| ○岐阜運輸支局 輸送・監査担当     | TEL | 058-279-3714 |
| ○三重運輸支局 輸送・監査担当     | TEL | 059-234-8411 |
| ○福井運輸支局 輸送・監査担当     | TEL | 0776-34-1602 |